

## パートナーシップの届出に必要な書類

パートナーシップ

### (1) 届出書

### (2) 住民票又は住民票記載事項証明書

- ・発行日は、届出日から起算して3か月以内。
- ・原則1人1枚提出。ただし、同一世帯で届出者2人分の記載があれば1枚で可。
- ・本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要。

！【市外に住所を有する場合】転入後に住民票等を提出してください。

### (3) 独身であることを証明する書類: 戸籍~~個人~~事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書等

- ・発行日は、届出日から起算して3か月以内。
- ・外国籍の方は、自国の公的な機関が発行する書面に日本語訳を添付して提出。

### (4) 本人確認書類

※有効期限があるものは期限内のものに限ります。

【1枚の提示で可能なもの】	【2枚の提示が必要なもの】
・個人番号カード(マイナンバーカード)	・健康保険証
・旅券(パスポート)	・年金手帳
・運転免許証	・学生証
・在留カード又は特別永住者証明書	・社員証

### 【通称の記載を希望する場合】

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類